

気づいて！つないで！見守ろう！



～消費者被害防止のために～ 令和4年度VOL.3

新潟県では、「消費者安全確保地域協議会」の設置を進めています。
(高齢者等消費者被害防止見守りネットワーク)



速報！

「聖籠町消費者被害防止見守りネットワーク」ができました！

消費者安全確保地域協議会の設置に向け積極的に取り組んでいただいた聖籠町において、令和4年10月1日に「聖籠町消費者被害防止見守りネットワーク」が設置されましたのでご紹介します。



今回、協議会設置に至った経緯はなんですか？

消費者(特に高齢者)からの被害報告が、以前から町の高齢者担当部署や包括支援センター、社会福祉協議会から寄せられていました。

そのため、消費生活センターとこれらの部署、及び町の防犯担当部署が連携するための協議を行い、警察を加えた新たな組織を立ち上げることで合意しました。



聖籠町イメージキャラクター「緑丸」



どんな方が構成員になっていますか？

高齢者と身近で関係が深い福祉、防犯、警察の関係組織・団体の皆さんに構成員になっていただきました。

「広報せいろう」10月号にも掲載し、町民の皆さんにもお知らせしました。



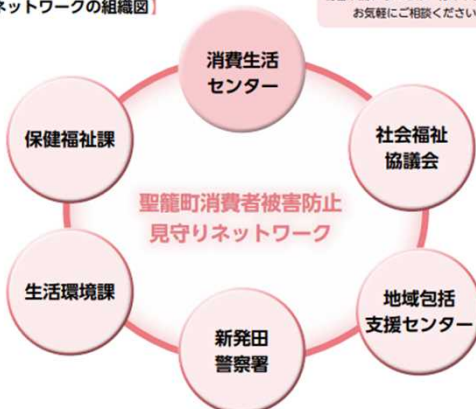
10月1日 「聖籠町消費者被害防止見守りネットワーク」が発足します

全国的に消費者被害の報道に触れない日はなく、本町においても毎年100件を超える相談が寄せられています。

町民のみならず、特に高齢者の方を消費者被害から守るため、この組織を立ち上げました。関係機関が連携することにより、消費者被害の予防・拡大防止に努めるとともに、地域や家庭の困りごとの相談窓口として活動します。

- ①ネットワーク内で情報共有し、消費者被害の予防のため、困りごとはないかなど、声掛けをさせていただきます。
- ②保健師や包括支援センター職員などが訪問した際に、消費者被害に関するご相談をいただいたときは、すぐに町の消費生活センターにつないで、問題の解決を図ります。

【ネットワークの組織図】



お問い合わせ 聖籠町消費生活センター (役場町民課内) ☎27-1958

「広報せいろう」10月号



設置にあたり課題はありましたか？

協議会を設置済みの先行自治体の事例を参考に構成員を検討しましたが、町の規模を考慮して絞り込んだ結果、活動しやすい組織にすることができたと思います。

また、既存の組織の活用については、所管範囲が広がりすぎる懸念があったため新たな組織とすることとし、設置要綱を策定し新規での設置となりました。



聖籠町さん、ありがとうございました！
協議会が設置されたことで、高齢者を中心に町民の皆さんの見守り体制が強化され、消費者被害防止が期待されますね。

悪質商法対策のため消費者安全確保地域協議会の活用が高まっています

現在、靈感商法（開運商法）への対応強化のため、消費者庁では靈感商法等の悪質商法への対策検討会が開催されています。

10月4日に開催された第6回の検討会では、『靈感商法に関するトラブルは家族に関する相談から始まるケースも多く、最初から“消費生活センターに相談しよう”と思う消費者は少ないため、**地域の見守りネットワークを活用し関係機関と連携して対処することが必要**』といった意見も出されました。

靈感商法や開運商法の手口についてあらかじめ知っておくことでトラブルを未然に防ぐことができるかもしれません。あらためて協議会の構成員間で情報共有したり住民に情報発信するなどして、トラブルの未然防止・拡大防止に努めましょう。

このリーフレットは国民生活センターのホームページから入手できます

見守り 新鮮情報 第186号

雑誌の広告を見て9千円の**開運プレスレット**を購入した。後日その業者から電話があり、「名前を書いてこちらに送れば**霊能者**が運勢をみる」と言われた。試しに送ってみたところ、「**先祖の供養**をしたほうがよい。しないと親や子どもに**災いが降りかかる**」などと言われ、**洗脳**されたようになって**50万円**振り込んでしまった。

その後も**祈とう**が必要だと言われ、**300万円**振り込むように要求された。「誰かに言うと、その人にも災いが起こるので話してはいけない」と言われているが、あまりに**高額な請求**におかしいのではないかと思いつめた。（60歳代 女性）



「災いが起こる」と言われて不安になって… 開運商法のトラブル!

ひとこと助言



気をつけてね

発行：独立行政法人国民生活センター 本文イラスト：黒崎玄 2014年3月24日

- 雑誌広告などを見て開運グッズを購入したことをきっかけに、祈とうサービスなど開運商品の契約をさせられるトラブルの相談が依然として寄せられています。
- 事例の他にも、「あなたの邪気が強すぎて偉いお坊さんに祈とうしてもらい必要がある」「おはらいをすれば大金が手に入る」などと言われて高額な料金を支払ってしまったケースもあります。
- お金を多く払うことで運が開けたり幸せになったりするわけではないことを理解し、不安をおおるようなことを言われてもきっぱり断りましょう。
- 電話で勧誘されて契約した祈とうサービスや商品などについては、クーリング・オフ等ができることがあります。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

研修会支援事業について

県では、消費者安全確保地域協議会の設置促進及び活性化を図るため、地域の見守り関係者間の連携強化に向けた研修会の企画や講師派遣の支援を行います。

<活用例>

協議会設置済み市町村において…

定例会議に講師を派遣し、協議会構成員向けに見守りのポイントを講義してもらう

協議会未設置の市町村において…

普段から高齢者等とつながりのある立場の方（地域包括支援センター職員や民生・児童委員、社会福祉協議会の方など）を対象とした勉強会に講師を派遣し、最近の消費者トラブルの具体例や周囲の気づきのポイントなどを講義してもらう

詳細は別途、市町村ご担当者様にお知らせしておりますので、ぜひご検討ください。



昨年度は新潟市消費者安全確保地域協議会で弁護士の先生にご講演いただきました。

消費者ホットライン188への電話デモンストレーションや高齢者への声掛けのロールプレイングもあり、構成員の皆さんの理解も深まったと思います。

発行 新潟県 総務部 県民生活課（〒950-8570新潟市中央区新光町4番地1）
電話 025-280-5135 FAX 025-283-5879 E-mail ngt010230@pref.niigata.lg.jp
※ この情報紙は新潟県内市町村及び関係団体に向けて発行しています。